

様式第1号

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回所沢市高齢者福祉計画推進会議
開催日時	令和6年8月22日（木）午後4時00分から午後5時10分
開催場所	所沢市役所本庁舎8階第会議室
出席者の氏名	今城委員、林 委員、高橋委員、川野委員、米川委員、吉田委員、吉本委員、渡邊委員、神藤委員、由井委員、山下委員、板倉委員、辻 委員、藤澤委員、田中委員
欠席者の氏名	大島委員、岡田委員、山田委員、栗屋委員
議 題	<p>(1) 第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（介護保険事業）の令和5年度実績報告について</p> <p>(2) 地域包括支援センターの選定について</p> <p>(3) 老人福祉センター・老人憩の家の浴場の廃止に係る意見の聴取について</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業者の指定等について</p> <p>(5) 報告事項等</p>
会議資料	<p>(1) 会議次第</p> <p>(2) 資料1 第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（介護保険事業）の令和5年度実績報告について</p> <p>(3) 資料2 地域包括支援センターの選定について</p> <p>(4) 資料3 老人福祉センター・老人憩の家の浴場の廃止に係る意見の聴取について</p> <p>(5) 資料4 地域密着型サービス事業者の指定等について</p>
担当部課名	<p>福祉部</p> <p>前田部長、畑中次長</p> <p>高齢者支援課 溝井課長、中林副主幹、日下部副主幹、森田主査、小原主査、水間主任</p> <p>介護保険課 中山課長、青森副主幹、中村副主幹、今泉主査</p> <p>健康推進部</p> <p>保健医療課 河西課長</p> <p>国民健康保険課 石川課長</p> <p>健康づくり支援課 近藤主幹</p>

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は全て公開することを確認 ・ 議事録の作成方法について、要約方式、委員名無記名とし、委員長の承認により確定することを確認 ・ 傍聴人が入場（2名） <p>議題（1）第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（介護保険事業）の令和5年度実績報告について</p>
事務局	<p>資料1に基づき、第8期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(介護保険事業)の令和5年度実績報告について説明を行う。</p>
委員	<p>資料3 ページ目の⑬夜間対応型訪問介護について、いつから当サービスの介護給付費は0なのか、また、ニーズはないのか。ニーズがないのであれば、この項目は削除して良いと思うが。</p>
事務局	<p>夜間対応型訪問介護を載せている理由としては、国によってサービスの種類が決められており、削除できないためである。本サービスは、民間事業者がサービスを提供するか否かで数値も変化してくるが、市内には本サービスを提供している事業者がいない状態である。第7期計画期間中においては、1事業者が提供していたが、現在は廃止している。</p>
委員	<p>執行率が90%程度というのは健全な数値で、少し余剰があった方が、今後にとっても良いということか。</p>
事務局	<p>100%を超えると赤字になるため、若干余裕を持たないと財政的に厳しい状態になってしまう。そのため、90%程度というのは、適正な状態だと判断している。</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
委員	<p>かかりつけの医師が所沢市から東京都へ移動したため、所沢市在住ではあるけども、東京都の病院で受診した場合、所沢市と東京都のどちらが保険者となるのか。</p>
事務局	<p>ただいまご質問いただいたのは、医療保険についてであり、医師については、介護保険には直接関係はない。ただ、介護保険のサービスについてご説明すると、所沢市在住であれば、ご利用された施設が所沢市内か市外かを問わず、所沢市が保険者となる。医療保険についても、基本的には、同様の考え方となる。</p>
委員	<p>所沢市在住で勤め先が東京都である場合は、どこが保険料を負担するのか。</p>
事務局	<p>例えば、その方が会社の社会保険に入っている場合は、会社がその保険料を負担することになる。市が負担することはない。</p>
<p>議題（２）地域包括支援センターの選定について</p>	
事務局	<p>資料２に基づき、地域包括支援センターの選定について説明を行う。</p>
委員	<p>２点質問がある。１点目は、なぜ随意契約としているのか。２点目は、第９期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書の３６ページに各日常生活圏域の比較が載っているが、これを見ると高齢者人口のうちの要支援・要介護の認定率が、一番低いのが吾妻地区の１６．０％、一番高いのが三ヶ島第２地区の２２％となっている。このように差が生じているのは、各地域包括支援センターの取組によるものか等、理由を知りたい。</p>
事務局	<p>１点目の随意契約の理由については、相談事業であるため、対応する職員が変わらないというのが、高齢者の方にとって安心できる点だと考えている。また、法人が３年間で変わってしまう</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>と、安定的な運営が困難になってしまい、雇用者の生活も安定的ではなくなってしまうとのご意見を本会議でいただいていることから、随意契約としている。</p> <p>2点目の認定率の差については、計画書36ページの高齢化率や高齢者人口を見ていただくと、地区によって数値に差がある。また、認定を受けるか否かは、サービスを利用したいか否かといった個人の判断になる。そのため、地域包括支援センターの取組とは、特に関係がないものである。</p>
委員	<p>最も長く契約している地域包括支援センターはどこか。</p>
事務局	<p>山口が過去に2回、松井東が過去に1回法人が変わっている。その他の地区については、地域包括支援センターの運営開始時から法人が変わっていない。</p>
	<p><u>議題（3）老人福祉センター・老人憩の家の浴場の廃止に係る意見の聴取について</u></p>
事務局	<p>資料3に基づき、老人福祉センター・老人憩の家の浴場の廃止に係る意見の聴取について説明を行う。</p>
委員	<p>廃止については、やむを得ないかもしれないが、弱者救済の観点から見ると、利用者が200人程度いるはずである。この人達の声を全然聴いていないのではないか。この200人程度の利用者は今後どうしていけばよいのかについて、策があってしかるべきだと考えるが。</p>
事務局	<p>まず、浴場利用については、資料3の（3）においてアンケートの結果を記載しているが、実際に利用者がいることは確かだが、費用対効果を考えた際に浴場を継続していくのは、困難だと考えている。</p> <p>弱者救済の観点については、本施設は福祉の施設として設置し</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>ているものではあるが、基本的にはレクリエーションを実施することを目的とする施設であり、設置根拠にも記載している。</p> <p>老人福祉センター及び老人憩の家の魅力の向上、高齢者の皆様の生きがいや活動の促進といった部分については、それ以外の事業で今後も充実させていきたい。</p>
委員	<p>本施設は、カラオケ等のレクリエーションの利用が多く、浴場の利用自体は少ないということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、浴場施設そのものが狭小である点を含め、再開が困難であることから、委員の皆様にご検討いただいている。</p>
委員	<p>浴場には、何人程度が同時に入れるのか。</p>
事務局	<p>施設によって少し差はあるが、小さい所だと3名程度であり、もう少し大きいところもある。</p>
委員	<p>新型コロナウイルスの特徴を踏まえると、資料にもあるように高齢者の重症化リスクの観点から、狭い浴場は使用しないほうがよいのではないかと。</p>
委員	<p>浴場の廃止について、この場で決める必要があるのか。</p>
事務局	<p>委員会としての総意を諮るものではないため、委員の皆様からご意見をいただければ結構である。</p>
委員	<p>この浴場に関する予算は、介護保険から支出されているのか。</p>
事務局	<p>介護保険からではなく、一般会計から支出している。</p>
委員	<p>6年前になるが、山口地区で中学校の擁壁が崩壊し、この影響で38人の方が住む場所を失い、自治会館で食事が作られるなど</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>して、みんなで助け合った。しかし、お風呂に入ることができなかつたため、お風呂を使用できないかを資料に記載のある浴場設置施設に問い合わせたりした。市の本庁舎も以前8階にあった食堂がなくなったが、災害があった際に、すぐに手が打てるような施策があった方が良く考える。</p> <p>そのため、浴場の廃止はやむを得ないかもしれないが、災害など緊急時には使用できるようにするなど検討いただきたい。また、浴場は全て廃止するのか。</p>
事務局	<p>全て廃止することを予定している。</p>
委員	<p>では、災害時に利用できるようにするといった考えは、現在は無いということか。</p>
事務局	<p>現在は考えていない。災害時に、この浴場でなければならないのかというところもあり、その他の施設や自衛隊による仮設の浴場の提供等、代替手段は存在しているかと思う。</p>
委員	<p>私も、当該施設の浴場については、良い面と難しい面があると考える。例えば、家の中がゴミ等でひどく散乱しており、自宅のお風呂が使用できない方が、ところ荘を使用しているという話を聞いたことがある。以前、私は施設の相談員をしており、施設の利用の際には、医療機関の相談書や感染症の有無を調べるなどしていた。しかし、老人の施設ではあるが任意で利用できる施設については、全ての利用者を把握するのは困難だと感じたことがある。</p> <p>現在は温泉施設ができており、お金がある方は遠くまで通われる方もいる。また、お手伝いが必要な方は、デイサービスをご利用されるなど、そうした社会資源が増えてきている。しかし、銭湯が減ってきている現状があるため、予算を3,000万円削るのであれば、銭湯の利用券や銭湯へ行くためのバス等の手配などに予算を使っても良いのではないかと考える。</p> <p>災害時については、社会福祉法人が様々な事業者と関わって、</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>事業者同士の連絡会や勉強会を実施しているため、局地的な被害であれば、その他の地域の施設が健康状態を把握して、浴場を開放するなどして、市は燃料費の補助を出すなどの仕組みができると考えるため、そうしたことを相談できると良いと考えている。</p> <p><u>議題（４）地域密着型サービス事業者の指定等について</u></p> <p>資料４に基づき、地域密着型サービス事業者の指定等について説明を行う。</p> <p>（質問等なし）</p> <p><u>議題（５）報告事項等</u></p> <p>（報告事項等なし）</p> <p>閉会</p>